平成２７年（フ）第１００３号
大阪市東淀川区井高野３丁目３番53―202号
債務者　中野　正明
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５１号
大阪府吹田市泉町４丁目14番26号
債務者　下向井和代
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３１８号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目22番27号
債務者　天野　元治
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２１号
大阪府枚方市招提南町３丁目19番３―103号
債務者　宮園　隆弘
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２２号
大阪市住吉区苅田８丁目12番24―203号
債務者　村上千鶴子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２３号
大阪市旭区新森４丁目20番７号ニューフォレストヤマダ202号
債務者　濵崎美和子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０６号
埼玉県所沢市上新井３丁目41番地の２　ミニーハウス小手指101
債務者　鹿島みゆき（旧姓杉江）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６４号
沖縄県那覇市安里２丁目５番25―804号　コーポ安里
債務者　比嘉　敏夫
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７４号
沖縄県糸満市字糸満232番地の４　コーヨーマンション２―103
債務者　山脇　滋代
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１４２号
札幌市白石区栄通８丁目３番13号　第一小西マンション203号
債務者　藤垣　孝宏（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５０号
札幌市北区新川２条１丁目２番50号　シャトー25―403号
債務者　深田　　愛
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５８号
札幌市北区新川３条５丁目２番８号　フォリスＤｅ新川102号
債務者　安藤あゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
北海道北見市高栄東町１丁目18番21号、前住所北海道北見市高栄西町５丁目８番12―24号
債務者　渡辺　道子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―12―301
債務者　佐々木利枝子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
さいたま市北区植竹町２丁目85番地　植竹団地６―402
債務者　塚田　康之
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
埼玉県草加市八幡町468番地５　第二浅井荘102号
債務者　飯村　　孝
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
埼玉県草加市八幡町468番地５　第二浅井荘102号
債務者　飯村ふみ子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係